

# 提案に関する 補足説明資料

重点	ヒアリング事項	ページ
20	都道府県労働委員会委員の任期の見直し	1

労働組合法の一部を改正する法律案関係答弁資料

国立公文書館デジタルアーカイブより入手・抜粋  
簿冊標題：労働省関係法律案(4件) 昭和41年  
請求番号：平16法制00193100  
件名番号：002労働組合法の一部改正  
作成・取得者：内閣法制局第二部(労働省法律関係)

<https://www.digital.archives.go.jp/item/1537336>

(注1) 労働委員会の委員の再任状況

	公益委員	労働委員	使用者委員	計
10期以上連続	35	2	18	55
5~9期 "	66	43	47	156
4期 "	19	20	13	52
3期 "	41	28	47	116
2期 "	28	60	64	152
小計	55	90	55	200
1期	44	77	48	169
1期	1	4	3	8
2期	1	3	2	6
3期	3	2	2	7
4期	4	1		5
5期以上	2	3		5
不明		1		
不 総計	244	244	244	732

[注] 1 昭和39年7月末現在

2 「4期連続」とは、当期を含めて、当期まで4期連続している者をいう。

3 「1期」のうち「新任」とは、当期初めて任命された者であり、「1期」、「2期」……とは、過去において「1期」「2期」……つとめた経験のある者である。

業体等労働委員会及び司法試験管理委員会のほかは、いずれも三年をいし五年とされており(注2)、この点と労働委員会の特殊性とを考慮して、労働委員会その他の関係者の御意見をお聞きした上で(注3)、公共企業体等労働委員会の委員の任期と合わせて労働委員会の委員の任期を二年とすることが適当であるとの結論を得た次第である。

- (1) (任期関係)
- 問五 労働委員会の委員の任期を二年とする理由如何。
- 答(1) 労働委員会の委員として適切に職務を遂行するためには、専門的知識のほかに、特殊の実務上の経験等が必要とされることはいずれまでもないところであり、現行の一年という短い任期の下においては、このような実務上の経験等を体得するために必要な期間を考慮すれば、委員として十分な活動ができる期間はきわめてわずかであると考えられる。(このような事情から委員の任期が満了した場合においても、再任されることが多く(注1)、現在においても、事実上、委員の在任期間は、通算して一年をこえているものが多い。)
- (2) また、労働委員会の委員の任命については、労使委員については労使団体の推せんに基づいて、公益委員については労使委員の同意を経て任命することとされており、また、この手続自体は、労働委員会の事務の円滑な遂行を期する上から十分合理性が認められるのであるが、毎年、このような手続をふむことは関係者にとつてかなりの負担となつていふことも否定できないところである。
- (3) 国又は地方公共団体に置かれていふ他の行政委員会の委員の任期をみると、公共企

(注2) 行政委員会の委員の任期

一 国の行政委員会

五年のもの

公正取引委員会、国家公安委員会及び土地調査委員会

四年のもの

公安審査委員会及び人事院

三年のもの

首都圏整備委員会、文化財保護委員会、労働保険審査会及び社会保険審査会

二年のもの

司法試験管理委員会及び公共企業体等労働委員会

二 地方公共団体の行政委員会

四年のもの

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、海区漁業調整委員会

及び内水面漁場管理委員会

三年のもの

公安委員会、収用委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(注3) この点に関する労働委員会の意見は次のとおりである。

1 中央労働委員会の意見

委員の任期を二年に延長することについては異存はない。ただし、改正法律制定にあつては、経過措置として、改正規定は現委員には適用がない旨の規定を設けられたい。なお、改正規定の運用に関して、委員の中途交替がよりうることに ついても従前どおり十分な御配慮を願いたい。

2 地方労働委員会の意見の集約結果

(1) 委員の任期を二年とすることに賛成である地労委・・・四二地労委  
ただし、このうち六地労委は大勢として賛成するものである。

なお、委員の任期を二年以上に延長せよとする意見、経過措置として現委員には適用がないことを明確にし、かつ中途交替もさしつかえないこととせよとする意見及び現行法を改正することなく運営等において法改正と同一の効果を期することが望ましいとする少数意見を付したものが各一あつた。

(2) 現行どおりでよいとする地労委・・・一地労委

- (3) 公益側・労働者側が賛成、使用者側が現行どおりを可とする地労委・  
地労委  
(4) どちらでもよいとする地労委・  
地労委  
なお、船員労働委員会関係についても、労政局長から運輸省船員局長あての照会  
に対し、異存はない旨の口頭回答を受け取っている。

問六 今回の改正案によれば労働委員会の委員の任期を二年に延長することとされている  
が、二年としてもなお短かすぎるとはでないか。

答(1) 労働委員会は、不当労働行為の救済、労働争議の調整等わが国労使関係行政の主要  
な部分を所掌する行政機関であり、その所掌する事務の特殊性にかんがみ、労、使、  
公益を代表する各同数の委員によつて構成され、かつ、労使委員は労使団体の推せん  
に基づいて、公益委員は労使委員の同意を経て任命されることとなつている。  
(2) かかる労働委員会の委員の任期については、これをあまりに長期なものとすること  
は、右の委員の任命方法にもうかがわれるような変動する労使関係をできるだけ労働  
委員会の構成の上にも反映せしめ、もつて現実の労使関係に即応した行政を確保しよ  
うという制度の趣旨に沿わない結果となると思われる。したがつて、労働委員会と同  
様の事務を所掌している公共企業体等労働委員会の委員の任期と合わせて、これを二  
年とすることが適当であると考える。